

令和5年度第1回青森市障がい者差別解消調整委員会 会議概要

開催日時： 令和5年11月10日（金） 18：30～19：05

開催場所： 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3階 大会議室

出席委員： 大川 郁子委員、葛西 智賀子委員、桐原 郁子委員、工藤 史子委員
須藤 香代子委員、須藤 豊治委員、田中 尚樹委員、平野 絢子委員
村田 麻奈美委員 《計9名》

欠席委員： 天野 高志委員、中美 靖子委員 《2名》

事務局： 福祉部部长 岸田 耕司、福祉部次長 大久保 綾子
福祉部障がい者支援課主幹 渡邊 和則、同課主査 齋藤 牧子
同課主査 鷲尾 幸子 《計5名》

会議次第

1 開 会

福祉部長あいさつ、事務局職員紹介
委員紹介

2 報告事項

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律について
- (2) 本市における障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

3 その他

4 閉 会

【会 議 概 要】

報告事項

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律について
事務局から、資料1-1～1-3及び参考資料①、②に基づき説明があった。
- (2) 本市における障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について
事務局から、資料2に基づき説明があった。

意見、質疑応答

- 委員 法の一部改正の施行に伴い、市において事業者に対する取り組みなどはあるのか。
- 事務局 現在調整中であるが、市内の事業者約3,400社に対して、法の一部改正内容をお知らせするチラシを今年度中に配布することを予定している。
- 委員 合理的配慮の提供について、事業者も義務化されることから周知啓発用グッズを作って配布などしていくと思うが、中身を見てもらうための工夫が必要で、障がい福祉サービス事業所、医療機関、行政機関、当事者などが一緒になって中身を確認していけば良いものができると思う。様々な分野の人が一緒になって学ぶ場があれば、合理的配慮の提供について自分たちで考えることにつながるのではないか。
- 委員 資料1-3「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の「第2条第4号、合理的配慮」では、「障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」と規定されており、今回の法の一部改正の施行により事業者について合理的配慮の提供が義務化されるが、障がいのあるかたから除去を必要としている旨の意思の表明は必要なのか。
- 事務局 「第2条」は、条例における用語の定義を規定したものである。
障がいのあるかたから合理的配慮の提供における社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明については、法の一部改正の施行後においても取り扱いはず、条例の規定も変わらないことから、これまで同様、意思の表明は必要である。
- 委員 参考資料②「つなぐ窓口」について詳細をお聞かせいただければ、また、「つなぐ窓口」から市に問い合わせはきているのか。
- 事務局 「つなぐ窓口」は、内閣府において先月16日に試行的に設置されたものである。
国においては、事業分野ごとに各府省庁に相談窓口があり、法の一部改正の施行により相談者がどこに相談すればいいのか分からないことが見込まれることから、相談、調整窓口を一本化したものがあれば、各省庁や県、市町村など適切な相談窓口につながられるものであり、同窓口が調整機関の役割を果たしていくことによって、相談事例や合理的配慮の共有、蓄積にもつながると思わ

れる。

なお、現時点で「つなぐ窓口」から市への問い合わせはない。

○委員 「つなぐ窓口」は、国が相談窓口を一本化して障がいのあるかたからの申し出を聞いてくれるのか。

○事務局 「つなぐ窓口」は、障がいのあるかたや事業者、都道府県、市町村等からの相談に対して、法令の説明や適切な相談窓口等に円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで試行的に設置されたものである。

事業者の合理的配慮の提供の義務化により、各府省庁にまたがる相談事案や県が関係する広域的な事案等も寄せられると考えられることから、それらの事案を適切な各省庁、自治体につなげながら、情報を共有していくものと思われる。

なお、これまで同様、市福祉部障がい者支援課においても障がいを理由とする差別の相談は受付する。

○委員 「つなぐ窓口」が10月に開設されてから、市への問い合わせはないということだが、事業者の合理的配慮の提供の義務化により、障がいを理由とする差別の相談件数が増えていくことが予想される。本来、相談件数が増えることは望ましいことではないが、相談を聞ける窓口が増えることはいいことで、どれくらいの件数が寄せられるかは分からないが、相談が来たときに適切な窓口につなげて、円滑な対応をすることができるかが今後の課題となると思う。